伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画の見直しについて

1 経緯

本県では、平常時モニタリングとして、「伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査」(以下、「環境放射線等調査」)を実施しているところである。

原子力規制庁では、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験等を踏まえた平常時モニタリングの実施方法等を示すため、発電用原子炉施設を対象として、平常時モニタリングの目的、実施体制及び実施内容等、原子力災害対策指針の平常時モニタリングに係る記載を補足する資料として、「平常時モニタリングについて(原子力災害対策指針補足参考資料)」(以下、「平常時モニタリング(補足参考資料)」)を平成30年4月4日に策定した。「平常時モニタリング(補足参考資料)」では、地方公共団体が最低限実施すべきことが示されたことから、本県においても環境放射線等調査計画の見直しが必要となった。

2 見直し方針(案)

次のとおり、段階的に環境放射線等調査計画を見直すこととする。

- (1) 平成30年度は、平成30年度環境放射線等調査計画どおり実施(平成30年度) 平成30年3月20日の伊方原子力発電所環境安全管理委員会において了承された平成 30年度環境放射線等調査計画どおりに実施
- (2) 機器整備を伴わない調査の平成31年度環境放射線等調査計画への反映(平成30年度) 空間放射線量率、環境試料中の放射性物質の濃度、排水中の放射性物質の濃度の測定 について、平成31年度環境放射線等調査計画へ反映 従来から実施している調査の見直し(実施項目、測定頻度等)
- (3) 30km 圏内全域の環境試料の放射性物質濃度の5か年調査計画を作成(平成30年度) 30km 圏内全域の環境試料採取地点及び5か年(平成31~35年度)調査スケジュールを 平成31年度環境放射線等調査計画で提示
- (4) 「平常時モニタリング(補足参考資料)」に示された大気中の放射性物質の濃度の測定 を平成32年度環境放射線等調査計画以降に反映(平成31年度以降)

大気中の放射性物質の濃度の測定に必要な機器 (大気モニタ、ヨウ素サンプラ等) を、 今後国において策定予定の整備基準に沿って、平成31年度以降に整備し、整備した翌年 度の環境放射線等調査計画に大気中の放射性物質濃度の測定を反映

従来から実施している大気浮遊じんの調査を見直し

第1表 平常時モニタリングの実施範囲及び主な実施項目 (平常時モニタリング(補足参考資料)より抜粋)

目的	実施範囲	実施項目		測定頻度	測定対象
周辺住民等の被ばく線量の推定及び評価	発電用原子炉施設から 10km 圏内	空間放射線量率の測定		連続測定**1	γ線放出核種
		大気中の放射性物質の 濃度の測定	大気浮遊じん等	1か月に1回程度測定 ^{※2}	γ 線放出核種
			葉菜		γ線放出核種、
		環境試料中の	牛乳	1年に1回程度	Sr-90
		放射性物質の濃度の	魚	又は	
		測定	無脊椎動物	4半期に1回程度測定**3	
			海藻類		
環境における放射性物質 の蓄積状況の把握	発電用原子炉施設から 10km 圏内	環境試料中の	土壌	1年に1回程度測定	γ線放出核種
		放射性物質の濃度の	海底土		
		測定			
原子力施設からの 予期しない放射性物質 又は放射線の放出の	発電用原子炉施設か らの5km圏内	空間放射線量率の測定			γ線放出核種
		大気中の放射性物質の	大気浮遊じん	連続測定	発電用原子炉施設起因
		濃度の測定			の人工放射性核種
早期検出及び		排水中の放射性物質の	排水		γ線放出核種
周辺環境への影響評価		濃度の測定			
緊急事態が発生した場合 への平常時からの備え	発電用原子炉施設か らの 30km 圏内** ⁴	空間放射線量率の測定		連続測定	γ線放出核種
		環境試料中の 放射性物質の濃度の 測定	土壌	5年程度で実施範囲全域の環境 試料を採取(その後も継続して実	γ線放出核種、
					Sr-90, Pu-238,
					P u -239+240
			陸水 施)※5	γ線放出核種、	
				NE)	H-3、Sr-90
			海水		H-3

【※1】積算線量計による測定結果も参考となる。【※2】放射性ヨウ素については、発電用原子炉施設からの予期しない放射性物質又は放射線の放出があった場合(具体的には、空間放射線量率又は大気中放射性物質の濃度の連続測定結果が上昇し、施設寄与があったと判断した場合(施設寄与があった可能性を否定できないと判断した場合を含む。)解説 B参照。)に試料を回収し、測定を行うこととする。【※3】なお、季節的な飲食物については、収穫期毎又は漁期毎に1回程度の頻度で採取することが適当である。【※4】このうち、海水については発電用原子炉施設の前面海域から採取することとする。【※5】 土壌中の Pu -238 及び Pu -239+240 については、全域において最低1回調査を行うこととする。